

日野市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について ～令和8年6月改定～

健康福祉部 高齢者福祉・保健担当部長 奥住
担当：健康課長 仲田



改定の概要、第1部 基本的な考え方

行動計画の目的

- ・ 新型インフルエンザ等（※）の感染拡大の抑制
- ・ 市民の生命及び健康の保護
- ・ 市民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化

※対象となる感染症（感染症法第6条第7項～9項）

- ・ 新型インフルエンザ等感染症
- ・ 指定感染症
- ・ 新感染症

改定の方針

- ① 新型コロナウイルス感染症対応で積み重ねた知見や経験をふまえた改定を行う。
令和6年7月 新型インフルエンザ等対策政府行動計画 改定
令和7年5月 東京都新型インフルエンザ等対策行動計画 改定 ⇒ 市区町村も改定が必要
令和8年6月 日野市新型インフルエンザ等対策行動計画 改定
- ② 計画の構成や章立てを、国、都の計画と整合を図り、それぞれが役割分担しつつ、一貫した対応をとれるようにする。

〈準備期〉 平時の備え

- ・ 基本的な感染症対策について、平時から市民の理解を深める情報発信
- ・ 南多摩保健所、日野市医師会、薬剤師会、歯科医会等との情報共有、連携
- ・ ワクチン接種に必要な資源等の明確化、接種体制の検討
- ・ 市民や事業者へ衛生品、食料品、生活必需品の備蓄を勧奨

〈初動期〉 発生初期

- ・ 市内に感染症対策連絡会議、危機管理対策会議を立ち上げ
- ・ 偏見・差別、偽・誤情報への対応と、SNS等市民の反応や関心を踏まえた双方向のコミュニケーションを実施
- ・ ワクチン接種体制構築
- ・ 段階的な施設の利用縮小・休止、イベントの中止・延期の検討

〈対応期〉 感染拡大抑止、封じ込め

- ・ 東京都が実施する健康観察、患者や濃厚接触者への日常生活支援、パルスオキシメーターなどの物品支援に協力する
- ・ 事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、地域経済の安定を図る財政措置
- ・ 学校の臨時休業がなされた場合の学びの継続に関する取組
- ・ まん延防止措置による心身への影響、メンタルヘルスへの対策

改定のポイント

①対象疾患

- 新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることを想定

②対策項目

- 国の指針に基づき対策項目を整理拡充し、内容を精緻化

コロナの経験を反映することで
旧計画 66 ページ⇒改定後 114 ページ

旧計画	改定後の計画
実施体制	実施体制
情報提供・共有	情報提供・共有、 リスクコミュニケーション
感染拡大防止	まん延防止
予防接種	ワクチン
医療	保健
	物資
市民生活及び 経済活動の安定の確保	市民生活及び 地域経済活動の安定の確保

③発生段階区分

- 段階区分を
3期（準備期、初動期、対応期）に分類

区分を細かくしないことで、大きくとらえ、
状況の変化に切れ目なく対応できるようにする

旧計画	改定後の計画
未発生期	準備期
海外発生期	
国内発生早期	初動期
都内発生早期	
都内感染期	対応期
小康期	

④他の自治体等との連携

- 南多摩保健所及び多摩市・稲城市との連携を明記

⑤市政機能維持

- 各部において事業継続計画（BCP）や対応マニュアルを策定

新型インフルエンザ等の発生対応及び事業継続のため、各課レベルで業務の優先順位を決定。
人員が不足する部に対しては、各部のBCPによる人員計画を基に、全庁的な応援体制により対応。

第2部 各対策項目の考え方及び取組 ①

対策項目	旧計画	改定後の計画 (旧計画に追加したもの)
<p>実施体制 (データP.20/114)</p>	<p>総論のみで、 対策項目としては無かった</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨 ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び地域経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める
<p>情報提供・共有・リスクコミュニケーション (データP.26/114)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供手段の確保及び情報集約体制の整備 ・ 平常時、発生時における情報提供 ・ 報道発表 ・ 庁内における情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な感染症対策について、市民の理解を深める情報発信 ・ 偏見・差別、偽・誤情報への対応と、SNS等市民の反応や関心を踏まえた双方向のコミュニケーションを実施
<p>まん延防止 (データP.32/114)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人における感染拡大防止策 ・ 学校等における感染拡大防止策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から緊急事態措置中の不要不急の外出自粛や施設利用制限に対する理解促進 ・ 有事での市民生活や社会経済活動への影響を考慮した感染症対策の実施 ・ 市は、国及び都からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う

第2部 各対策項目の考え方及び取組 ②

対策項目	旧計画	改定後の計画 (旧計画に追加したもの)
<p style="text-align: center;">ワクチン</p> <p>(データP.36/114)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザに限る ・ 特定接種、住民接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から、有事における接種体制の構築に必要な人員、会場、資材等を整備 ・ 感染初期における接種に携わる医療従事者の確保等の体制の構築 ・ 接種に必要な資源等を明確にした上で、日野市医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。
<p style="text-align: center;">保 健</p> <p>(データP.46/114)</p>	<p>「医療」の項目で一定の記載あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時における訓練や研修を通じて準備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都や南多摩保健所が実施する以下の対策に連携協力 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 医療提供状況等の情報収集体制の整備 ✓ 感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施 ✓ 人材の中長期的な育成、研修・訓練実施 ✓ 業務量の想定 ・ 市は南多摩保健所を通じて、医療提供体制の把握を行い、関係機関への技術的助言や感染症の発生動向に関する情報を収集する。 ・ 南多摩保健所及び、南多摩保健所管内の多摩市、稲城市との連携

第2部 各対策項目の考え方及び取組 ③

対策項目	旧計画	改定後の計画 <small>(旧計画に追加したもの)</small>
<p style="text-align: center;">物資</p> <p>(データP.49/114)</p>	<p>「市民生活及び地域経済の安定の確保」の項目で一定の記載あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な生活支援等ができるよう必要な物資の確保や運用方法をあらかじめ検討する 都知事に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする ・ 有事における近隣自治体等との相互融通協力 ・ 市民や事業者へ衛生品、食料品、生活必需品の備蓄を勧奨
<p style="text-align: center;">市民の生及び地域経済の安定の確保</p> <p>(データP.51/114)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的弱者への生活支援 ・ 遺体に対する適切な対応 ・ 学校の臨時休校 ・ 市民生活の安定の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨 ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び地域経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。 ・ 事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める ・ 学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。 ・ 市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる

第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制

第1章 市対策本部の構成について

本部長：市長 副本部長：副市長、教育長
本部員：本部を構成する部長、その他本部長が認めるもの

第2章 市政機能の維持について（事業継続と応援体制）

- ・ 新型インフルエンザ等発生時における各課レベルで業務の優先順位（※）を決定
- ・ 保健医療部門において人員が不足する場合は、本部体制の下、各部のBCPによる人員計画を基に、全庁的な応援体制により対応することを定める。

※ 新型インフルエンザ等発生に際して「新たに発生する業務（A）」と「通常業務」とに整理する。
また、通常業務を「継続業務（B）」「縮小業務（C）」「休止業務（D）」に区分する。

区分	考え方	主な業務(例示)
A 新たに発生する業務	①感染拡大防止策 ②危機管理体制上、必要となる業務	①相談、保健医療など ②新型インフルエンザ等に関する情報提供
B 継続業務	①都民の生命を守るための業務 ②都市機能の維持に係る業務 ③休止すると重大な法令違反となる業務 ④都政業務維持のための基盤業務	①病院、入所施設など ②道路・港湾、上下水道など ③危険物・毒劇物の取締りなど ④通信、各種システムの維持
C 縮小業務	①継続・休止以外の業務 ②対面業務を中止して、工夫して実施する業務	①許認可、届出・交付、窓口相談業務など
D 休止業務	①多数の人が集まる施設や業務 ②その他、緊急性を要しない業務	①学校、集客施設、研修など ②緊急性を要しない管理・調査、一般工事など

職員 100% (A, B, C, D)
職員 60% (A)

参考：改定スケジュール

	日時	内容	詳細など
令和7年	8月～9月	構成や項目について検討 (基本方針、素案構成概要)	
	10月～12月	素案協議	庁内関係部署との協議 (各部署の取組及び各課事業継続の修正等確認)
	10月～12月	素案協議	南多摩保健所及び保健所管内の自治体 (多摩市・稲城市)
令和8年	1月14日(水)	素案協議(最終調整)	・理事者説明(市長からの意見聴取)
	1月20日(火)	素案協議(最終調整)	・庁内説明(庁議)
	1月23日(金)	素案協議(最終調整)	・学識経験者意見聴取(日野市医師会)
	1月下旬	素案協議(最終調整)	・東京都への整合性等確認
	1月下旬	パブリックコメント準備	
	1月下旬～2月19日(木)	東京都素案の事前確認 都より返信	
	2月19日(木)～	東京都素案確認意見・質問について 都へ回答(素案修正・確認作業)	2/26(木)回答済
	2月2日(月)～3月3日(火)	市民意見聴取	パブリックコメント実施済
	3月16日(月)	原案確定	庁議後にて報告(3月下旬～ 市民意見募集結果公表)
	4月24日～5月7日	副市長・市議会議長事前説明	
	5月21日(木)	議会報告	6月議会概要説明会後
6月	東京都へ報告	改定についての完了報告	